

令和6年度 病院事業会計 収益的支出 市民病院事業費用 医業費用 本部費 委託料

受付番号	種目番号 -	連絡先	横浜市医療局病院経営本部病院経営課 担当者名 根岸 電話 045-671-4824
------	-----------	-----	---

## 設 計 書

1 委託件名 横浜市医療局病院経営本部 病院事業会計消費税及び地方消費税  
過年度修正申告等税務代理等業務委託

2 履行場所 横浜市医療局病院経営本部

3 履行期間（期限） 契約締結日から令和7年2月28日まで

4 契約区分  確定契約  概算契約

5 その他特約事項 個人情報取扱特記事項  
電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項

6 現場説明 不要

7 委託概要 令和元年度（課税期間：平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）  
令和2年度（課税期間：令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）  
令和3年度（課税期間：令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）  
令和4年度（課税期間：令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）  
病院事業会計における消費税及び地方消費税の修正申告又は  
更正の請求業務に係る税務代理等業務

## 8 部 分 払

する ( 回以内 )  
しない

### 部 分 払 の 基 準

業 務 内 容	履 行 予 定 月	数量	単 位	単 価 (円)	金 額 (円)

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額。

※概算数量の場合は、数量及び金額を ( ) で囲む。

### 委 託 代 金 額

(概算金額)

### 内 訳 業 務 価 格

(概算金額)

### 消費税相当額

(概算金額)

内  
令  
和  
訳  
6  
年  
度

名 称	形状寸法等	数量	単 価 (円)	金 額 (円)	摘要
消費税及び地方消費税 修正申告又は更正の請求業務に係る税務代理等業務	令和元～4年度分	4	式		
(1) 消費税及び地方消費税の修正申告又は更正の請求手続等					
(2) 修正申告又は更正の請求の内容等に関する照会対応					
(3) 関係書類の作成及び提出					
税抜合計					
消費税					
税込合計					

※ 概算数量の場合は、数量及び金額を( )で囲む。

# 「横浜市医療局病院経営本部 病院事業会計消費税及び 地方消費税過年度修正申告等税務代理等業務委託」仕様書

## 1 委託概要

令和元年度から令和4年度までの横浜市病院事業会計（以下「本会計」という。）における消費税及び地方消費税の修正申告又は更正の請求業務に係る税務代理等業務を行う。

（課税期間：平成31年4月1日から令和5年3月31日まで）

## 2 履行期間

契約締結日から令和7年2月28日まで

## 3 業務の内容

### （1）消費税及び地方消費税の修正申告又は更正の請求手続等

横浜市医療局病院経営本部（以下「委託者」という。）が提供する資料から、課税期間に係る本会計の消費税及び地方消費税の税額を計算し、税理士法第2条第1項第1号及び第2号に定める税務書類の作成及び税務官公署への修正申告又は更正の請求を行う。

本会計の予算決算及び経理処理は各病院（セグメント）別のため、税額計算においてはこれを集計し、一事業会計として算定すること。なお、対象となるセグメント数は3病院とする。

所轄税務署に対する電子申告の代理送信については、委託者が「3（4）ア 提出書類」を受理し、内部手続き完了後に行うものとする。

### （2）上記（1）の作業においては、主に令和5年度包括外部監査において指摘された事項に対して確認するものとする。（包括外部監査の指摘を踏まえ修正した仕訳についての確認）なお、指摘事項は以下のとおり。

ア 医業収入の消費税区分について【指摘7】

イ みなど赤十字病院に係る一部の補助金等に関する特定収入の使途特定について【意見46】

ウ 補助金等の特定収入に係る使途特定について（交付要綱等をもとに特定収入の使途確認【意見47①】）

エ 企業債元金償還に充当した一般会計繰入金に係る特定収入の調整計算について【意見48】

オ 横浜市心臓リハビリテーション強化指定病院補助金に係る消費税の課税区分の誤り（市民病院）【指摘8】

カ 看護職員等待遇改善事業費補助金に係る消費税の課税区分の検討（市民病院、脳卒中・神経脊椎センター）【指摘10】

キ オンライン資格確認補助金に係る消費税の課税区分の誤り（脳卒中・神経脊椎センター）【指摘11】

ク 院内の拾得物の取り扱いについて【意見70】

※ 令和5年度包括外部監査報告結果

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/kansa/kekka/kekka-gai.html>

(3) 修正申告又は更正の請求の内容等に関する照会対応

上記(1)の修正報告、「3 (4) ア 提出書類」等の内容及び消費税申告事務に係る委託者の照会に対応し、その内容を記録する。

(4) 関係書類の作成及び提出について

ア 提出書類

(ア) 修正申告又は更正の請求に係る税務署提出書類一式

(イ) 上記(2)に係る対応一覧

(ウ) 税額計算経過及び内訳を示す資料（仕入控除税額調整のための特定収入割合を含む）

なお、上記資料を作成するにあたり必要な当初の税額計算経過及び内訳を示す資料及び修正及び更正後の税額計算に必要な資料は委託者が提供するものとする。

イ 提出場所

横浜市中区本町6丁目50番地の1

横浜市医療局病院経営本部病院経営課

ウ 提出期限

令和7年2月14日

エ 提出方法

電子データ（上記ア（ア）はPDF形式、（イ）及び（ウ）はExcel形式）

4 委託者が提供する資料について

本会計が使用する財務会計システムで出力可能な帳票（Excel形式）または取引ごとの伝票（紙文書をPDF形式にしたもの）等から税額計算に必要な資料を貸与する。

5 協議事項

本業務は横浜市医療局病院経営本部契約規程、横浜市委託契約約款のほか本設計書及び仕様書によるものとし、これに定めのない事項または疑義が生じた場合は、委託者及び受託者が協議して定めるものとする。

6 関連法令等の遵守

委託者及び受託者は、ともに地方公営企業法等の関連法令のほか、横浜市医療局病院経営本部契約規程及び適用約款、個人情報取扱特記事項、電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項を遵守する。

なお、約款は横浜市委託契約約款を適用し、「市長」は「病院事業管理者」、「横浜市契約規則」は「医療局病院経営本部契約規程」と読み替えるものとする。